○北海道開発局告示第五十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者、役員及び評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十三日

北海道開発局長　高松　泰

一　登録番号

北海道開発局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人北海道建築指導センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	辻　博司
変更後	中岡　正憲

(2)　役員の氏名の変更

変更前	辻山　博司、荒井　俊明、横山　直満、荒井　俊明、松崎　健児、阿部　宏司、西村　武、繪内　正道、橋本　智子、脇田　宏行、足立　正、堀川　隆之、板谷　薫、東　光男、牧野　光博、高木　寿、高野　壽世、村山　量次
変更後	中岡　正憲、荒井　俊明、横山　直満、荒井　俊明、松崎　健児、阿部　宏司、西村　武、繪内　正道、橋本　智子、脇田　宏行、足立　正、堀川　隆之、板谷　薫、東　光男、牧野　光博、高木　寿、高野　壽世、村山　量次

(3)　評価員の氏名の変更

変更前	松崎　健児、長内　昇、野々瀬雅昭、坂見　光二、福田　修平、田中　慎一、岸　義雄、室崎　茂、吉井　亨、水戸部謙一、松阪谷浩止、日比　学、能登谷宏一、佐藤　俊明、池田　英彦、西代　明子、佐々木信幸、久家　清水、佐藤　健一、慈務、長内　昇、野々瀬雅昭、坂見　光二
変更後	松崎　健児、長内　昇、野々瀬雅昭、坂見　光二、田中　慎一、岸　義雄、室崎　茂、水戸部謙一、松阪谷浩止、能登谷宏一、佐藤　俊明、西代　明子、佐々木信幸、清水　慈務、野々瀬雅昭、坂見　光二、吉井　亨、日比　学、池田　英彦、久家　長内　昇、野々瀬雅昭、坂見　光二、松崎　健児、福田　修平、田中　慎一、岸　義雄、室崎　茂、水戸部謙一、松阪谷浩止、能登谷宏一、佐藤　俊明、西代　明子、佐々木信幸、清水　慈務、野々瀬雅昭、坂見　光二、吉井　亨、日比　学、池田　英彦、久家　長内　昇、野々瀬雅昭、坂見　光二、松崎　健児、福田　修平、田中　慎一、岸　義雄、室崎　茂、水戸部謙一、松阪谷浩止、能登谷宏一、佐藤　俊明、西代　明子、佐々木信幸、清水　慈務、野々瀬雅昭、坂見　光二

(4)　変更年月日

平成二十四年四月一日

○北海道開発局告示第五十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十三日

北海道開発局長　高松　泰

一　登録番号

北海道開発局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社札幌工業検査

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	兼平　一行
変更後	兼平　久

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７０号

茨城県石岡市小幡2304番地

債務者　有限会社ツクバ住建

代表者清算人　飯田　孝雄

1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　今村　英子

4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月15日午前10時30分

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号

長野県上田市上丸子261番地

債務者　合名会社宮下洋行

代表者代表社員　宮下　幸敏

1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐藤　芳嗣

4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後４時

長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１０７号

静岡県三島市松本370番地の２

債務者　有限会社荻野商店

代表者取締役　荻野　裕和

1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内笹井　明

4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前10時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号

静岡県沼津市志下122番地

債務者　有限会社マルタク水産

代表者代表取締役　井村　健二（現姓鈴木）

1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　南條　潤

4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前11時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号

福島県会津若松市西栄町３番18号

債務者　大栄商事有限会社

代表者取締役　渡部　洋子

1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福西　宜孝

4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時15分

福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第８６号

千葉県印西市船尾835番地

債務者　有限会社黒須美術印刷

代表者取締役　黒須　正之

1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　牧子

4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３１１６号

東京都渋谷区神宮前２丁目18番22号

債務者　株式会社ＦＥＧ

代表者代表取締役　谷川　貞治

1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　窪田英一郎

4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月30日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部